

【第三種郵便物認可】

Q オフィスビルに入居している事業者(テナント)には二酸化炭素(CO₂)を減らす責任はあるのか。

A 東京都は一定の責任をもたせる考えだ。具体的な責

なるほど

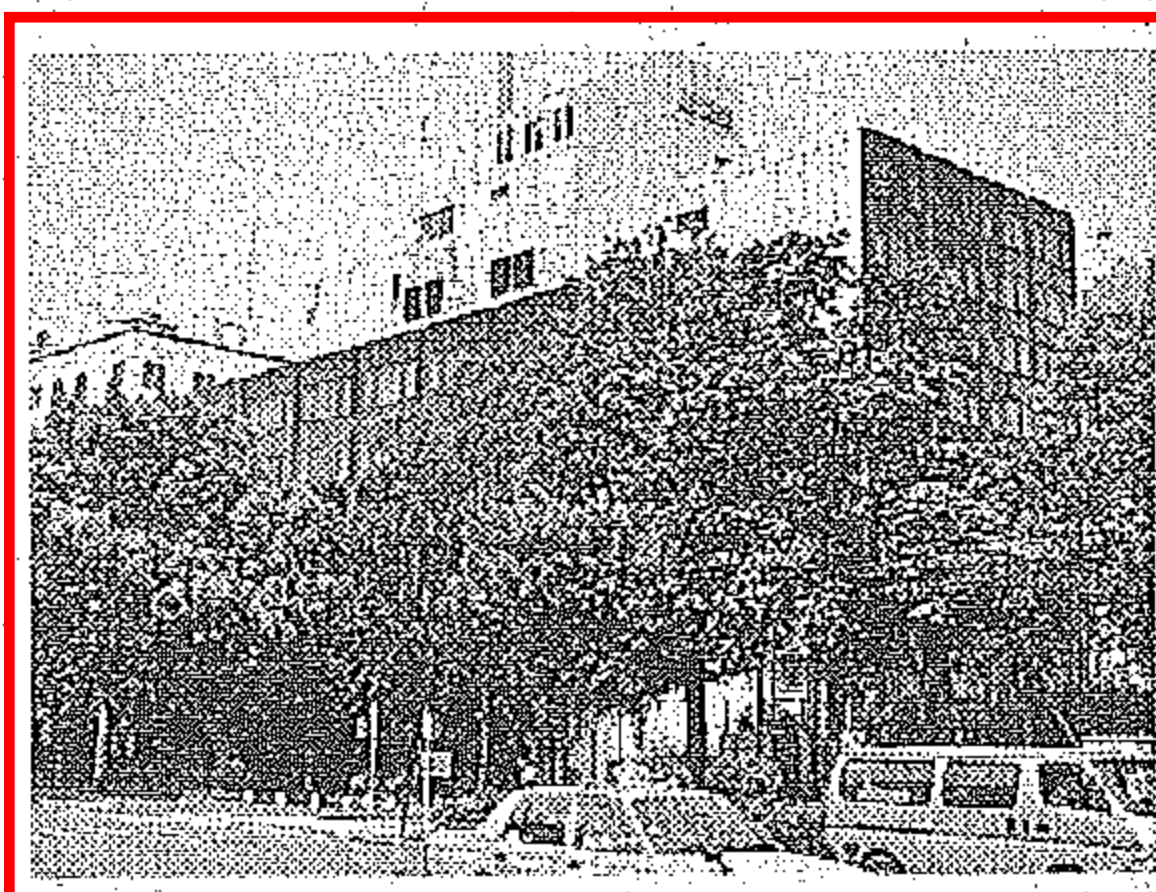
環境系

④

任の内容は〇八年度末までに決めるが、都はあらゆるテナントにビルオーナーの省エネ対策に協力する義務を課す方向だ。例えば、ガスの使用料を正確に知らせるとか、夏場の空調の温度を上げるために

テナントの対策

一定規模上回れば義務に



黒龍芝公園ビルはテナント向けに電力使用料金の単価を引き下げた(東京都港区)

る。

Q 一定の規模とは。

A 現在もビルの延べ床面積の約半分以上を使っているテナントなどは都に省エネ対策を報告する義務がある。一〇年度以降にどのくらいの規模のテナントに削減対策を義務づけるかは、延べ床面積やエネルギー消費量の大きさなどを考慮して決める。

Q オーナーに一義的な削減義務がある中でテナントの意欲を高められるか。

A 多くのビルは空調などの光熱費を共益費などで一律に徴収している。これだとテナントのエネルギー消費量があはつきりせず、省エネを進める意欲を高めにくい。例えば、都の〇七年十月の調査では、五割のビルで空調費を共益費に含めて課金していた。そこで一部のビルでは光熱費を減らした分をテナントに還元する仕組みを導入しているところもすでにある。条例をきっかけにこうした動きが広がりそうだ。

東京